契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について, 次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので, 水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第129条の2第1項第2号の規定に基づき, 次のとおり公表する。

令和 6年 3月 25 日

水戸市長 高橋 靖

- 1 随意契約をする内容
 - (1) 業務名 三の丸市民センター外12施設カーペット清掃業務委託
 - (2) 業務内容 建物清掃業務
 - (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
 - (4) 発注課 市民協働部市民生活課
- 2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十 三号)第五条に規定する障害者支援施設

- 3 申請方法
 - (1) 見積書の提出期限 令和6年3月
 - (2) 見積書提出先 市民協働部市民生活課